川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例施行規則（案）の概要について

平成２７年１月
文化スポーツ部　文化芸術振興課

１　制定の趣旨

平成２７年春にオープン予定のウェスタ川越のうち、大ホールや市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設などの川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設（以下「拠点施設」といいます。）については、その設置や管理等を行うための川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例（以下「条例」といいます。）が制定されています。

拠点施設の開業を迎えるに当たり、休館日や利用時間、利用許可の申請など、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例施行規則（以下「規則」といいます。）を定めようとするものです。

２　規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

⑴　休館日、利用時間に関する事項

拠点施設を利用することが可能な日や時間について定めようとするものです。

⑵　利用に関する事項

拠点施設の利用に関して、許可の申請や利用許可、附属設備の使用料、使用料の納付時期、使用料の還付の額等、利用の取消や特別の設備の承認に関する手続きについて定めようとするものです。

また、申請等の際に使用する申請書等の様式を定めようとするものです。

（なお、附属設備の使用料の部分は、川越市意見公募手続条例（以下「手続条例」といいます。）第４条第４項第２号に該当するため、意見公募の対象外となります。）

⑶　指定管理者の申請に関する事項

拠点施設について、指定管理者の指定を受けようとする法人等が、申請の際に提出する申請書の様式と、それに添付する書類を定めようとするものです。

なお、この内容は、既に施行されている「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の指定に関する規則」（以下「同規則」といいます。）で規定しているため、規則の施行時に同規則を併せて廃止しようとしています。

（この部分は、手続条例第４条第４項第８号イに該当するため、意見公募の対象外となります。）

⑷　指定管理者による管理の場合の読替えと利用料金制による場合の読替え

指定管理者が拠点施設の指定管理業務を行う場合の読替えと、拠点施設の利用料金を指定管理者の収入とする場合の読替えについて定めようとするものです。

（なお、この部分は、手続条例第４条第４項第６号に該当するため、意見公募の対象外となります。）

３　規則（案）の施行期日

規則（案）の施行期日は、公布の日等を予定しています。